

広報

はつらつ 長瀬



ながとろ

Public Relations Nagatoro



2

No.586



成人式が有隣倶楽部で開催され、92名の門出を祝いました。

晴れ着姿の新成人は、旧友や恩師との再会を懐かしむとともに、決意を新たに大人への第一歩を踏み出しました。

【1月8日】

平成24年2月1日発行

発行・編集／長瀬町役場 〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

<http://www.town.nagatoro.saitama.jp>

自転車等の放置防止に関する条例など11議案を可決

12月13日(火)に平成23年第5回長瀬町議会定例会が開催されました。この議会では、町長提出議案11件、議員発議案1件が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、この定例会までに提出された請願1件も審議され、採択されました。また、8名の議員が町政に対する一般質問を行いました。

議案の内容

■町長提出議案

◇長瀬町自転車等の放置防止に関する条例

公共の場所における自転車等の放置の防止に関し、必要な事項を定めることにより、歩行者等の通行の安全を確保し、良好な環境を保持するため制定するものです。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

障害者自立支援法の改正に伴い所要の改正をするものです。

◇長瀬町税条例の一部を改正する条例

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関

する法律及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を改正するものです。

◇長瀬町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法の改正に伴う引用条文の改正や現況届の字句の整理を行う必要が生じたので、改正するものです。

◇長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法及び障害者自立支援法並びに身体障害者福祉法の改正に伴う文言の整理や住所地特例の取扱いなどを改める必要が生じたので、改正するものです。

◇長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例

町営住宅入居者の資格を追加し、町営住宅に暴力団員を入居させないようにするため、改正するものです。

◇平成23年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額に1,843万1千円を追加し、予算の総額を33億1,439万円とするものです。

主な内容は、歳入では、子ども手当システム改修費県補助金、埼玉県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金、埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費交付金などの増額で、歳出では、老人保護措置委託料、長瀬町地域密着型サービス等施設整備事業補助金、子ども手当システム改修業務委託料、林道修繕工事などの増額によるものです。

◇平成23年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額に1,066万円を追加し、予算の総額を6億1,494万1千円とするものです。

主な内容は、歳入では、介護給付費国庫負担金、介護給付費交付金、介護給付費負担金などの増額で、歳出では、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護サービス計画給付費負担金、介護予防サービス給付費負担金などの増額によるものです。

◇彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するためのものです。

◇埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するためのものです。

◇皆野・長瀬上下水道組合規約の一部を変更する規約

皆野・長瀬上下水道組合の下水道事業の経営状況を明確にし、財政内容を開示できるように、地方公営企業法の全部を適用したため、皆野・長瀬上下水道組合の規約を変更することについて

て協議するためのものです。

○長瀬町選挙管理委員の選挙

12月24日で任期が満了となる、長瀬町選挙管理委員の選挙を行い、須賀文夫氏、宮澤修氏、西澤泰雄氏、福島義夫氏を選出しました。

○長瀬町選挙管理委員補充員の選挙

12月24日で任期が満了となる、長瀬町選挙管理委員補充員の選挙を行い、中山昇氏、荒木友宜氏、中川昇氏、四方田真一氏を選出しました。

■議員発議案

◇子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書

請願の採択を受けて、意見書を国会と政府関係機関に提出するためのものです。

請願

◇子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める請願

請願者

社会福祉法人わかたけ会
理事長 渡辺 強

東日本大震災により被害を受けた方は 地方税の軽減措置が受けられます

軽減措置を受けるためには、手続きが必要となる場合もあります。

対象	概要
不動産取得税	耕作などが困難となった農業用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受ける事ができます。
	警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
個人住民税	住宅、家財、自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより、個人住民税の軽減を受けることができます。

問合せ

不動産取得税

県税務課 ☎048・830・2651

県秩父県税事務所 ☎23・2110

個人住民税

税務課住民税担当 ☎66・3111 内線115

奨学生募集

教育委員会では、町民で経済的理由により就学困難な方に対して、入学準備金・育英奨学資金の貸付希望者を募集します。

入学準備金 高校 300,000円
大学 400,000円

育英奨学資金 国公立大学 15,000円
(月額) 私立大学 25,000円

申込方法 教育委員会に用意してある書類を期限までに提出してください。

申込期限 入学準備金 3月 2日(金)
育英奨学資金 3月30日(金)

申込み・問合せ

教育委員会総務担当

☎66・3111 内線305

「地域歳末たすけあい運動」に

ご協力ありがとうございました

平成23年度地域歳末たすけあい運動に、多くの皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。
ご協力いただきました方のご芳名と、募金配分をご報告します。(平成24年1月11日現在)

収入の部 (敬称略)

行政区戸別募金	582,820円	長瀬駅蛙神社	5,150円
長瀬町老人クラブ連合会	258,074円	野上キリスト福音教会	10,000円
長瀬町商工会青年部	7,222円	野口慶之助	20,000円
井深なほ子	2,000円	匿名	5,000円
長瀬町ゴルフ協会	24,250円	長瀬町老連 カラオケ愛好会	3,320円
匿名	30,000円	埼玉県仏教会北秩父支部	30,000円
匿名	601円	匿名	10円
秩北建設連合組合	5,000円	長瀬町赤十字奉仕団	54,825円
天台宗埼玉教区第八部檀信徒会	150,000円	前年度繰越金	239,106円
匿名	10,000円	収入合計	1,467,378円
匿名	30,000円		

支出の部《募金配分内訳》(1名あたりの配分金額は、5,000円です)

生活保護世帯(16世帯33名)	165,000円	配分にかかる費用	300円
準要保護世帯(19世帯47名)	235,000円	歳末福祉事業費 大型不用品回収	20,100円
障害者(109名)	545,000円	// クリスマスパティー通知	5,590円
単身老人(11名)	55,000円	// クリスマスケーキ配付	67,200円
ねたきり老人(21名)	105,000円	次年度繰越金	114,188円
ひとり親世帯(23世帯31名)	155,000円	支出合計	1,467,378円

問合せ

社会福祉協議会 ☎66・1139

始まります

お早めに準備を

申告相談期間 ▶

2月16日(木)～3月15日(木)

平成23年分の所得税と住民税の申告が始まります。申告相談を下記の日程で行います。例年、終了間近の相談会場は大変混雑しますので、お早めに申告されますようお願いいたします。

町・県民税(住民税)の申告

申告は、平成24年度の町・県民税及び国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資料となります。扶養されている方や収入のない方でも所得証明などが必要になる方は、必ず申告して下さい。

なお、今まで申告していなかった方でも税制改正などにより、申告が必要になる場合もありますので、不明なときは、税務課へお問合せください。

対象となる方

① 所得の有無に関係なく平成24年1月1日現在、町に住所がある方

② 同一世帯でも、収入のあった方(パート・アルバイト・日雇いなどの方すべて)は、別々に申告してください。

※収入がなかった方でも、国民年金保険料免除申請、国民健康保険税や介護保険料の軽減措置などの各種福祉的給付に、申告が必要な制度があります。申告されなかった場合、これらの制度の優遇措置や各種給付が受けられなくなることがあります。

町・県民税の申告書は送付していませんので、直接会場へお越しください。

次に該当する方は、申告する必要がありません

① 所得税の確定申告をされた方
※住民税の申告をしたものとみなされます。

② 給与収入のみで年末調整をされた方で、給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方

※給与所得以外の所得があった方は、申告が必要です。

③ 前年の所得が公的年金のみで、公的年金控除額を差し引いた後の所得がゼロの方

※ほかの所得があった方は、申告が必要です。(所得税と違い、所得額が20万円以下の方でも申告が必要です。)

町の申告受付日程表

受付時間 午前8時50分～11時30分／午後1時～4時15分
混雑を避けるため、行政区ごとに期日の指定をさせていただきますので、お住まいの行政区の該当日にお越しください。都合がつかない場合は、混雑が予想されますが、全町対象日などに申告をしてください。

月日	対象区	会場
2月16日(木)	矢那瀬上郷区・矢那瀬下郷区	役場3階大会議室
17日(金)	滝の上区・小坂区・岩田区	
20日(月)	杉郷区・辻区・宮沢区	
21日(火)	井戸上郷区・井戸中郷区・井戸下郷区・風布区	
22日(水)	上長瀬区・長瀬上区	
23日(木)	大木小路区・長瀬区	
24日(金)	長瀬宝登山区・五区	
27日(月)	下山区・上宿中宿区	
28日(火)	根岸石原区・下宿区・原区	
29日(水)	上袋区	
3月1日(木)	上袋区・下袋区	
2日(金)	中野上区	
5日(月)		
6日(火)		
7日(水)		
8日(木)		
9日(金)	全町対象	
12日(月)		
13日(火)		
14日(水)		
15日(木)		

全地区、役場3階大会議室での受付となります。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

税の申告が

所得税の確定申告

対象となる方

■事業所得（商業・工業・農業などから生ずる所得）や不動産所得（地代・家賃などによる所得）などがあり、所得控除の合計を超える所得がある方

■確定申告不要源泉分離課税の選択をしていない一定以上の配当所得がある方

■サラリーマンの方で

①その年中の給与の収入が2千万円を超える方

②給与、退職所得以外の所得（農業・不動産所得など）の合計額が20万円を超える方

③給与を2か所以上からもらっている方

※源泉徴収票がお手元にならない場合は、必ず取得してから申告にお出かけください。

確定申告は「し、むく」

2月16日(木)から3月15日(木)まで、秩父税務署で受け付けます。

(受付時間は、午前9時から午後5時までで、土・日曜日は閉庁です。)

なお、町の申告受付日程にあわせて税務課でも受付を行います。税務署から送付された申告書には、確定

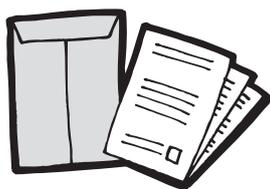
申告の手引きなどが同封されていますので、これらを参照してお早めに申告してください。

譲渡所得の申告

平成23年1月1日から12月31日の間に土地や建物などを売った場合は、3月15日(木)までに譲渡所得の申告を税務署にすることになります。税務署からの通知がない場合には、税務署へご相談ください。

所得税の還付申告

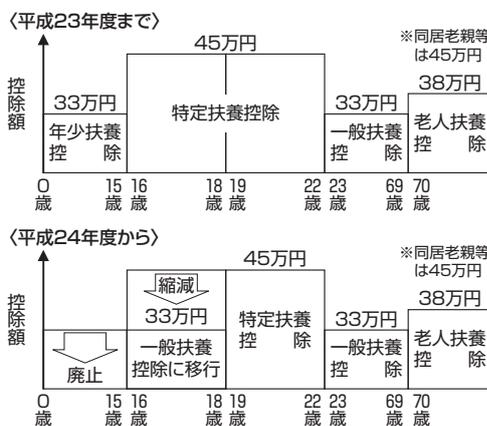
源泉徴収や予定納税で税金を納めた方で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けられる方は、申告することによって、あらかじめ納めた所得税の還付又は制度の適用を受けることができます。



税制改正（住民税）

扶養控除

0歳から15歳までの扶養親族に対する扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。



扶養親族が0歳から15歳までの同居特別障害者の場合、同居特別障害者加算の特例措置が受けられなくなり、代わりに特別障害者控除で手当てされます。（控除額の変更はありません。）

寄附金税額控除適用下限額

寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となります。

申告時には
これらをお忘れなく

- ① 税務署から送付された申告書
- ② 印鑑（スタンプ印は除く）
- ③ 生命保険（個人年金を含む）や地震保険（平成18年末までに締結した長期の損害保険を含む）、社会保険（国民健康保険・国民年金・介護保険料・農業者年金など）に加入している方は、昨年中に支払った証明書又は領収書
- ④ 給与、年金収入のある方は、源泉徴収票又は公的年金等支払報告書（複数枚ある方は、すべてないと申告できません。）
- ⑤ 農業所得申告のお知らせ（平成23年分の農業所得の収入金額などの内訳）
- ⑥ 事業、不動産収入のある方は、所得計算のもとになる帳簿（仕入帳・売上帳・出納帳など）、収支内訳書
- ⑦ 土地などを売却した方は、売買契約書、仲介手数料などの領収書
- ⑧ 医療費控除の適用を受ける方は、支払った領収書など（医療費控除内訳書添付）
- ⑨ 障害者の方は、障害者手帳
- ⑩ 学生の方は、学生証又は在学証明書
- ⑪ 還付又は納付になる方は、金融機関の預金口座番号・通帳印
- ⑫ 確定申告で住宅ローン控除を受けられる方は、源泉徴収票・住民票・工事請負契約書・土地売買契約書などの写し・登記簿謄本又は抄本・借入金の年末残高等証明書
- ⑬ その他申告に必要な書類



誓いの言葉 あおき じゅんぺい
青木淳平さん



花束贈呈 かなざわ ちさき
金澤千咲さん



実行委員のみなさん



七草粥まつり

新春恒例の七草粥まつりが不動寺境内で行われ、2,500食のお粥が訪れた方に振る舞われました。それぞれお粥を手に、今年1年の無



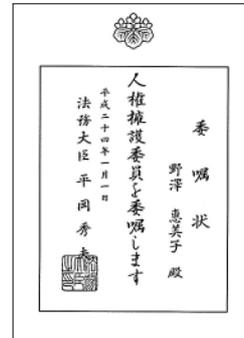
病息災を願うように味わっていました。

【1月7日】

新人権擁護委員紹介



野澤恵美子氏



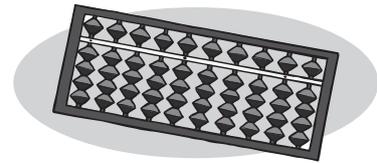
平成24年1月1日付で、野澤恵美子氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。よろしくお願ひします。

全秩父珠算競技大会長瀬町長賞



第48回全秩父珠算競技大会で、長瀬第一小学校6年生・落合亜月さんが優秀な成績を収め、長瀬町長賞に輝きました。

【12月11日】



(左から町長、落合亜月さん、お母さん)

第5期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第3期長瀬町障害福祉計画（案）に係る意見募集をします

当町では、高齢者の保健福祉の充実及び介護保険事業の円滑な運営を図るための目標を設定する「第5期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と、障害福祉サービスの基盤整備等に係る数値目標を設定する「第3期長瀬町障害福祉計画」の策定を進めています。

このたび、計画素案がまとまりましたので、この案をより良いものとするため、広く町民の皆さまからのご意見を募集します。

計画素案の閲覧方法

- 長瀬町ホームページ
<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/topics/pubcome.htm>
- 健康福祉課窓口（庁舎1階）でも閲覧できます。

意見の提出方法

「第5期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する意見」又は「第3期長瀬町障害福祉計画（案）に対する意見」と明記し、住所、氏名、電話番号（又は、FAX、電子メールのいずれか）をご記入の上、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出をお願いします。

募集期限

2月15日(水)

意見の取り扱い

- 提出いただいたご意見は、内容を吟味し計画に反映させます。
- 意見を提出していただいた方の住所、氏名などを公表することはありません。
- 提出されたご意見への個別回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

提出・問合せ

〒369-1392（住所省略可）
 ☎66・3111 FAX 66・3564
 ✉kenkou@town.nagatoro.saitama.jp
 第5期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
 健康福祉課介護保険担当 内線127
 第3期長瀬町障害福祉計画について
 健康福祉課福祉担当 内線132



こちら 健康コーナー です

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134、135

いつまでもはつらつと過ごすために・・・

「参加してみよう。取り組んでみよう。」

前は、「基本チェックリスト」の結果について、ご報告させていただきました。

介護予防については、基本チェックリストで介護予防が必要とされた方は、二次予防対象者、それ以外の65歳以上の方は一次予防対象者として、介護予防教室を実施しています。

二次予防対象者で、運動器や口腔機能の低下の可能性がある方には、運動教室や口腔教室があります。該当になった方へは、様子を伺いながら、教室への勧誘をさせていただいています。

一次予防対象者へは、各地区の集会所で筋力トレーニング「元気モリモリ体操」を実施しています。参加者からは、「外へ出ることによって人と交流する機会になり、気分転換になる」、「筋トレすることで腰痛がよくなった」、などの話が聞かれます。保健師からのミニ講話も実施しています。その他一次予防事業として歯科講演会や栄養教室を開催しています。

家の中に閉じこもっていると、心身の活動が少なくなり、全身の衰弱や認知症、うつなどを招きやすくなります。いつまでもはつらつと、自分のやりたいことが自分のできるような生活を送るために、積極的に取り組んでいきましょう。



問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134

福祉 だより

自動車等燃料費給付制度

問合せ

健康福祉課
福祉担当
☎66・3111
内線132、133
FAX 66・3564

持参品

町内に居住し、自己所有の自動車などを運転し、次のいずれかに該当する方に、自動車燃料費を給付します。

登録制のため、事前に届出をお願いします。

対象者

・身体障害者手帳の所持者で、障害部位が下肢・体幹の1級から4級までの方

※複数の障害が重複している方は、手帳に書いてある等級が4級以上

であっても対象になりません。

・在宅の療育手帳所持者と同居している方

給付額

油種に関わらず1ℓ50円

自動車

1月当たり20ℓまで
オートバイ
1月当たり5ℓまで



※給付金の請求は、平成23年10月から平成24年3月分までを、4月10日(火)までに領収書を添付し、請求してください。

※自動車とオートバイ及び福祉タクシー利用券との重複給付はできません。

募集

◆太鼓連練習生

太鼓連の練習生を募集します。
練習日程は以下のとおりです。

日時 毎週土曜日 午後6時～7時
場所 屋台収蔵庫
問合せ 太鼓連代表
関口 ☎66・3219

◆自衛官

自衛隊では、一般・技術幹部候補生、
歯科・薬剤科幹部候補生を次のとおり
募集しています。

受験資格 22歳以上26歳未満の者
受付期間 2月1日(水)から
4月27日(金)まで
(締切日必着)

申込み・問合せ
自衛隊秩父地域事務所
☎22・6157

お知らせ

◆土地・家屋台帳閲覧の休止

2月6日(月)から3月16日(金)まで、
台帳整理のため閲覧ができなくなりま
す。お急ぎの方は、さいたま地方法務
局秩父支局で閲覧してください。

問合せ 税務課資産税担当
☎66・3111 内線113

◆コーラスフェスティバル

日時 2月26日(日) 午後0時30分
場所 秩父ミュージックパーク音楽堂
内容 秩父郡市内のコーラス団体が
集い、日ごろの練習の成果を
発表します。

費用 無料
問合せ 秩父ミュージックパーク管理事務所
☎25・1315

◆放送大学埼玉学習センター 「特別公開講演会」

放送大学埼玉学習センター所長である
菅野峰明氏の講演会を開催します。

日時 2月19日(日)
午後2時～4時
場所 秩父市歴史文化伝承館
テーマ 埼玉県都市化と地域の変貌
費用 無料
申込み 2月17日(金)までに秩父市生
涯学習課へお申込みください。
FAX、又は電子メールによる
申込みも可。

問合せ 秩父市生涯学習課
☎23・2294
☎23・2298
✉a02095@city.chichibu.lg.jp

◆文化振興基金助成事業

対象 県内のアマチュア文化団体
内容 4月～7月に実施する、芸術
文化の振興(活動成果の発表
など)、伝統文化の継承・保

存(後継者の育成、備品整備
など)等

金額 対象経費の2分の1以内
(上限25万円)
申込み 2月1日(水)から22日(水)(消
印有効)までに所定の事業計
画書(県ホームページ又は県
文化振興課(県庁内)で入手)
を郵送で同課へお申込みくだ
さい。

問合せ 県文化振興課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
☎048・830・2884

◆県地震対策セミナー

日時 2月15日(水)
午後1時30分～4時
(午後0時30分受付開始)
場所 埼玉会館
講師 ①後藤一磨氏
「東日本大震災 その恐怖
～震災が教えてくれたこと～」
②大木聖子氏
「東日本大震災と今後の首都圏、
その時に備えて」

費用 無料
その他 防災関連企業・団体の展示
ブース、地震に関する資料の
展示・説明、建築職員による
無料診断
先着1,000名様に防災
グッズプレゼント

問合せ 県危機管理課
☎048・830・8141

◆全国一斉 法務局休日相談所開設

さいたま地方法務局では、法務局職
員・司法書士・土地家屋調査士・公証
人・人権擁護委員による休日相談所を
開設いたします。お気軽にご利用くだ
さい。

日時 2月12日(日)
午前11時～午後3時
場所 八木橋百貨店
内容 土地や建物の相続等による名
義変更や会社設立等の登記手
続き、戸籍・国籍、供託、人
権に関するご相談など
問合せ さいたま地方法務局熊谷支局
☎048・524・8805
URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/frame.html>

◆パートで働く皆さん こんなことはないですか

入社以来、会社から昇給・退職手
当・賞与があるのか知らされていない。
実力もついたらはずだけど、正社員に
してほしいと会社に言いたい。私の賃金
はなぜ〇〇〇円なのか気になる。

ひとつでもチェックがいたら労働
局雇用均等室にご相談ください。

問合せ 埼玉労働局雇用均等室
☎048・600・6210

掲 示 板

家族介護教室を開催します

高齢者を在宅で介護している家族の方などを対象に、高齢者の方ができ
る限り自宅で安心して生活を継続することができるよう、介護に関する知
識や技術などについて学ぶための教室です。

日時 3月21日(水) 午後1時30分～4時
場所 特別養護老人ホームながとろ苑
内容 介護の基礎知識・心得について、介護技術について
講師 特別養護老人ホームながとろ苑 介護福祉士
対象者 在宅で高齢者を介護している家族の方、介護技術や知識の習得を
希望される方

定員 10名程度
費用 無料
申込み 2月1日(水)から受付を開始し、定員になり次第締め切ります。
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までに、
電話又は健康福祉課でお申込みください。

問合せ 健康福祉課地域包括支援センター ☎66・3111 内線128

給付年金コーナー

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなることや、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料は納期内に納めましょう。（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）

問合せ 秩父年金事務所（埼玉国民年金電話相談センター） ☎27・6561

障害者控除対象者認定書を交付します

平成23年分の確定申告、又は町県民税申告時に身体障害者手帳を持っていない方でも、次の一定条件を満たしていれば障害者控除が受けられ、本人又は扶養者の税金が減額になる場合があります。

- 身体障害者手帳を持っていない65歳以上の要介護1から5までの介護認定者で、一定の基準以上である方
- 介護保険の認定を平成23年12月31日現在において受けていること

上記に該当すると思われる方は、健康福祉課に「介護保険被保険者証」を持参し、本人又は代理人が申請をしてください。申請に基づき確認し、該当する方には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書は、申告時に提示してください。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は、今までどおり控除対象になります。

おむつに係る費用の医療費控除

平成23年中に介護保険による要介護認定を受けて、おむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて保険者（町）が発行する「おむつ使用証明書」でも医療費控除の対象と認められます。

ただし、次の要件を満たすことが必要です。

- 要介護・要支援認定を申請し、すでに要介護認定の通知を受けていること
- 要介護認定のために医師が作成した「主治医意見書」の記入日が、平成23年中（要介護認定の有効期限が13か月以上のものは前年）であり、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性が確認できること
- おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること（初めての方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。）

* 確定申告等には、おむつ代の領収書も必要になります。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線124

今月の 介護保険料

■特別徴収（第6期）今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収（第8期）※納期限は2月28日（火）です。

※口座振替をご利用の方は2月27日（月）が振替日となりますので、残高をご確認ください。

※介護保険料（普通徴収）の納め忘れはありませんか。年度途中で65歳となった方や、年度途中で転入された方は普通徴収です。役場又は金融機関に納付書で納めてください。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線124

町内の放射線量測定結果

町では、独自に小中学校、幼稚園、保育園、岩置を含めた町内12箇所で空間放射線量の測定を行っています。これまでに実施してきた測定結果では、毎時0.04～0.14マイクロシーベルトの範囲で日常生活には支障のないものです。今後も定期的に測定し、ホームページや役場庁舎などで結果をお知らせします。

■測定日：1月11日(水) 天候：晴

■測定器：HORI BA社製 PA-1000 (携帯用簡易測定器)

■測定位置：①地表付近 ②50cm ③100cm

■測定方法：測定器設置後、60秒経過してから10秒毎の表示値を5回記録した平均値

■測定結果：測定した全ての地点で、文部科学省が示した学校において児童生徒などが受ける線量と対策の目安である、毎時1マイクロシーベルト〔1μSv/h〕を下回っています。

なお、下記の測定値は携帯用簡易測定器で計測したものであり、時間帯や天候などに影響を受けることがあるため、あくまで参考の数値となります。

場 所	時 間	数 値 (マイクロシーベルト/時間)		
		地表付近	50cm	100cm
長瀬第一小学校	午前10時19分	0.069	0.065	0.070
長瀬第二小学校	午前10時36分	0.106	0.112	0.100
長瀬中学校	午前 9時10分	0.065	0.070	0.066
長瀬幼稚園	午前 9時45分	0.077	0.074	0.081
かやの木幼稚園	午前10時29分	0.069	0.064	0.071
高砂保育園	午前 9時17分	0.084	0.069	0.071
たけのこ保育園	午前 9時27分	0.064	0.057	0.058
長瀬「岩置」	午前 9時37分	0.122	0.103	0.113
宝登山ロープウェイ駐車場	午前 9時55分	0.059	0.068	0.058
矢那瀬「エナーゼ付近」	午前10時45分	0.076	0.085	0.079
岩田「長瀬総合グラウンド」	午前11時00分	0.056	0.061	0.063
井戸「消防団1-3詰所」	午前11時 9分	0.101	0.092	0.084

※水道水の放射能検査は、3月から定期的実施していますが、現在のところ放射性物質は検出されていません。

問合せ 空間放射線量の測定 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線129
水道水の放射能検査 皆野・長瀬上下水道組合 ☎62・0554

岩置作品抄

長瀬町俳句会・十二月例会

鮫鯨の共酢食いたし母偲ぶ
本野上 大塚 安子
北国へ思ひは深し除夜の鐘
本野上 加藤 豊子
初雪の山河望みし宝登の山
本野上 若林 満義
朴落葉誰かいそふな風ありて
野上下郷 山本 令子
大声で秩父言葉や年の暮
井戸 中村 金石
ひとり居に湯気立つ鍋の届きたる
井戸 青木 光子
枯芦に逆光の刻絮舞えり
岩田 野村 若太
しみじみと被災地の鱈味わえり
井戸 常木 周三
想うこと言わないうる枇杷の花
岩田 野村 静夫
豆こなし天地響かせくるり棒
本野上 飯島とり子

生命ありコンサートあり年の暮
本野上 山田いく代

師走の灯友に貰いしヨーグルト
長瀬 大森 貞子

忘年会湖畔の宿を唄いけり
本野上 稲澤智世子

冬晴やもう三才の誕生日
長瀬 五十嵐元克

冬休み学童の声はしやざおり
本野上 浅見ハルエ

冬帽子ふたつ並んで行くが見ゆ
長瀬 戸田ミチ子

大鼓音が遠くなつかし冬祭り
本野上 近藤 キヨ

たんぽぽがとんで自由の身になった
長瀬 川辺みどり

初詣妻の願ひのやや長し
長瀬 大前 英俊

森の中イロハニツコウ春告げる
長瀬 大澤 光久

駅伝のパワーが背を押し初仕事
本野上 福嶋 綾子

一般投稿

人のうごき

平成24年1月1日現在 (前月比)

12月中の届出



人口	7,893人 (-1)	転入	12人
男	3,857人 (+1)	転出	11人
女	4,036人 (-2)	出生	4人 (男1人・女3人)
世帯数	2,868戸 (+4)	死亡	6人 (男3人・女3人)

出初式

1月15日(日)、新春恒例の「長瀬町消防団出初式」が行われ、町民の安全・安心を守る決意を新たにしました。宝登山神社では、大澤町長、梶野団長ら関係者により玉串が奉奠され、今年1年の無火災・無災害を祈るとともに、団員の安全祈願を行いました。その後、大東河原で実施された放水演習では、指揮者の指示で一斉放水が行われました。



消防団員募集中

消防団員は、火災発生時の消火活動、地震や風水害などの災害発生時の救助活動、警戒巡視、災害防ぎょ活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。

また、災害発生時だけでなく、平常時でも訓練、広報活動など防災力の向上や地域に密着したコミュニティ活動などに参加し「地域の防災リーダー」としても重要な役割を担っています。

「自分たちの地域は自分たちで守る」ための活動をしませんか。多くの方の消防団への入団をお待ちしています。

問合せ 総務課自治振興担当
☎66・3111
内線215

休日急患当番医表

とき	当番医	所在地	電話番号
2月5日	医師会休日診療所 (内・小) 秩父生協病院 (内・小) ※小児科は午前中のみ ※秩父病院	熊木町 阿保町 和泉町	☎23-8561 ☎23-1300 ☎22-3022
2月11日	医師会休日診療所 (内・小) 松本クリニック (内) ※秩父市立病院	熊木町 日野田町 桜木町	☎23-8561 ☎22-3000 ☎23-0611
2月12日	医師会休日診療所 (内・小) 小鹿野中央病院 (一次救急) 皆野病院	熊木町 小鹿野町 皆野町	☎23-8561 ☎75-2332 ☎62-6300
2月19日	医師会休日診療所 (内・小) 岩田産婦人科医院 (産・婦・内) ※秩父市立病院	熊木町 番場町 桜木町	☎23-8561 ☎24-1336 ☎23-0611
2月26日	医師会休日診療所 (内・小) 水野医院 (内) 皆野病院	熊木町 山田 皆野町	☎23-8561 ☎22-3315 ☎62-6300
3月4日	医師会休日診療所 (内・小) あらいクリニック (内・小) ※秩父市立病院	熊木町 本町 桜木町	☎23-8561 ☎25-2711 ☎23-0611

○医師会休日診療所の診療時間は午前10時から午後5時まで。
○休日診療所以外の医療機関は午前9時から午後6時まで。ただし、※印の病院は午後6時以降、電話で確認の上、受診してください。
○平日、休日の救急医療体制については秩父都市医師会ホームページでもご確認いただけます。 <http://www.chichibu.ne.jp/ishikai>
○医療機関の都合で変更になることがあります。
秩父消防署長瀬分署 ☎69・0119でご確認ください。

税務課・町民課窓口

● **窓口業務延長日** 午後7時まで時間延長
2月3日・17日、3月2日(金)

● **日曜開庁日** 午前9時～午後5時
2月26日(日)

◆ 税務関係諸証明の交付 ◆ 納税 ◆ 住民票の交付
◆ 戸籍謄本・抄本の交付 ◆ 印鑑登録、印鑑証明書の交付
※住基ネットを利用した住民票の広域交付はできません。

2月の納税

● **固定資産税 (第4期分)**
納期限は2月29日(火)です。

● **国民健康保険税 (第8期分)**
納期限は2月28日(火)です。

※口座振替の場合は2月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

